

令和 8 年 5 月 27 日

課名	障害福祉課
担当	事業者担当
連絡先	088-823-9635

指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

下記事業所について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 50 条第 1 項第 3 号の規定により指定障害福祉サービス事業所の指定の一部効力停止の行政処分を行いました。

記

1 事業者の名称等

- (1) 名 称 社会福祉法人一条協会
- (2) 代表者 理事長 東 高希
- (3) 所在地 高知県四万十市古津賀 1801 番地 1

2 事業所名等

- (1) 名 称 障害者支援施設レジデンスわかふじ
- (2) 所在地 高知県四万十市古津賀 1801 番地 1
- (3) サービスの種類 施設入所支援

3 指定年月日

平成 31 年 4 月 1 日

4 処分内容

- (1) 処分内容 指定の一部効力停止 3 月(新規利用者受入停止)
- (2) 処分期間 令和 8 年 6 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日まで

5 法に基づく指定の一部の効力停止理由

人格尊重義務違反(法第 50 条第 1 項第 3 号該当)

シャワー室で裸の状態で食事を提供したこと。また、シャワー浴の際に必要な見守り支援を行わず長時間放置し利用者を死亡させたこと。